

別紙

諮問第1707号

答 申

1 審査会の結論

本件開示決定において本件請求対象外とした部分を開示請求の対象とし、改めて開示、不開示の判断をすべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「株式会社〇〇（特定法人）代表取締役〇〇 特定場所に係る消防設備業届出書一式（個人情報及び印影を除く）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京消防庁消防総監が令和5年1月5日付けで行った本件開示決定の取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示決定は、審査請求人が開示請求書の「開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄に「個人情報及び印影を除く」と記載したことに基づき、対象公文書中の個人情報及び印影部分を請求対象外としたものであるから、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年6月30日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年2月7日に実施機関から理由説明書を收受し、同年2月25日（第228回第三部会）から同年6月25日（第231回第三部会）まで、4回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよ

うに判断する。

ア 本件開示請求時の対応について

実施機関によると、本件開示請求の受付担当者（以下「本件事務担当者」という。）は、審査請求人から、本件開示請求の事前相談があったため、審査請求人の要望等を聴取し、「開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄に記載する公文書の正式名称等を記載したメモ書を作成するとともに、非開示となる部分を除くことにより開示決定までの期間が短くなるというメリットを考慮し、当該メモ書に非開示となる可能性が高い「個人情報及び印影を除く」との文言を付加したとのことである。そして、本件事務担当者は審査請求人に対し「個人情報及び印影を除く」と記載するかどうかは審査請求人の判断に委ねるとした上で、「個人情報及び印影を除く」と記載することのメリットを案内したと説明する。その結果、審査請求人は、当初、「個人情報及び印影を除く」と本件開示請求書に記載をしていなかったが、本件事務担当者の説明を受けた後、本件開示請求書に「個人情報及び印影を除く」と自ら記載したとのことである。

イ 消防設備業届出書について

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）62条では、「消防設備業を営もうとする者は、あらかじめ、住所、氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）その他必要な事項を消防総監に届け出なければならない。」と規定しており、火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）18条において、「条例第62条の規定による消防設備業の届出並びに条例第62条の2の規定による消防設備業の変更及び廃止の届出は、別記第14号様式の届出書により事業所ごとにしなければならない。」と規定し、消防設備業の新規、変更及び廃止の届出は消防設備業届出書によることと定めている。

消防設備業届出書は、「届出者」、「事業所」、「開始予定・変更予定・廃止年月日」、「事業所の従業員数」、「変更内容」、「事業内容」、「業務」、「保有する検査機器等」、「その他」、「事業所の案内図」等の各欄から構成されている。

ウ 本件対象公文書及び本件開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、特定法人が消防総監へ届出をした「消防設備業届出書」及び届出に係る添付資料（以下併せて「本件対象公文書」という。）を特定し、本件開示決定を行った。

なお、実施機関は、本件開示請求の「個人情報及び印影を除く」との記載に基づき、本件対象公文書のうち、消防設備業届出書の届出者の「氏名」欄、事業所の「責任者職・氏名」欄及びその他の資格番号並びに届出に係る添付資料の消防設備士免状の氏名・生年月日・本籍・交付番号・写真・免状番号・公印、建設業の許可票の「代表者の氏名」欄及び一般廃棄物・産業廃棄物保管場所の「管理者の氏名」欄に記録された情報は、個人情報及び印影に該当するとして、本件開示請求の対象外（以下「本件請求対象外」という。）とした。

エ 本件請求対象外の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求において「個人情報及び印影を除く」と自ら記載しているものの、審査請求書では、消防設備業届出書の届出者の「氏名」欄、事業所の「責任者職・氏名」欄、消防設備士免状の「氏名」欄について開示を求めている。

これに対し実施機関は、本件開示決定は、審査請求人が本件開示請求書の「開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の末尾に「個人情報及び印影を除く」と記載したことに基づき、対象公文書中の「個人情報及び印影」に該当する部分を対象外にしたものであると説明する。

審査会が検討するに、開示請求に係る事務手続において、実施機関が公文書の件名又は内容等を案内する際は、開示請求者に開示請求内容を確認し、当該開示請求の趣旨を十分理解した上で当該公文書の件名又は内容等を案内し、開示請求書を記載させるものである。この点につき、本件開示請求書を見分したところ、「開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄には、手書きの文字が記載されており、「個人情報及び印影を除く」との文言も、確かに審査請求人が自ら記載したものであることが認められる。

一方で、審査請求人は、当初、本件開示請求書には「個人情報及び印影を除く」と記載していなかったものの、本件事務担当者からの説明を受け、本件開示請求書に「個人情報及び印影を除く」と自ら記載したものであるが、審査請求書において、それぞれ個人情報である「氏名」欄の開示を求めていることからすると、「開示請

求に係る公文書の件名又は内容」欄に記載する際に、「個人情報及び印影を除く」の趣旨を十分理解して記載したものと認めることは難しい。

また、「個人情報及び印影を除く」との記載がなかった場合には本来開示されるべきであったと考えられる情報も、上記記載があるために本件請求対象外とした部分の中に含まれている可能性があるから、本件請求対象外とした部分を開示請求の対象とした上で、改めて開示、不開示の判断をする必要がある。

したがって、本件開示決定において本件対象公文書における本件請求対象外とした部分について、開示請求の対象とした上で、改めて開示、不開示の判断をすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ